

令和 7 年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の 3 科目で 90 分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. 解答用紙に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、＝線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨等に照らし、正しいもの、誤っているもの、又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則又は会社の機関等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査等委員会設置会社において取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定しなければならない。
2. 会社法に基づいて、新たに有限会社を設立することはできる。
3. すべての公開会社には、社外取締役を設置することが義務付けられている。
4. 大会社以外の株式会社は、常に会計参与を置かなければならない。
5. 監査役会設置会社においては、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。

第2問 株式会社の設立（会社法第2編第1章）について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の定款には、設立に際して出資される財産の価額又はその最低額を記載し、又は記録しなければならない。
2. 発起設立の際、発行可能株式総数を定款で定めている場合、発起人は会社成立時までにその全員の同意により発行可能株式総数についての定款の変更をすることができる。
3. 発起人が複数の場合、一般的には発起人間に発起人組合が存在すると解されている。
4. 見せ金による出資金の払込みは、会社法上罰則をもって明示的に禁止されている。
5. 募集設立においては、発起人は創立総会を招集しなければならない。

第3問 株式又は株主について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 最高裁判所の判例によれば、株式の準共有者間において当該株式についての権利を行使する者を定める場合には、当該準共有者全員の同意を要する。
2. 公開会社は、取締役等の役員選任権を持つ種類株式を発行することができる。
3. すべての株式会社は、一定の基準日を定めて、当該基準日において株主名簿に記載又は記録されている株主をその権利を行使することができる者と定めなければならない。
4. 募集株式の発行でその払込金額が募集株式の引受人に特に有利な金額である場合、取締役は募集事項を決定する株主総会で募集を必要とする理由を説明しなければならない。
5. 種類株式発行会社は、毎事業年度の終了後一定の時期に種類株主総会を招集しなければならない。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 取締役会設置会社の株主総会は万能の機関として、会社法上の法定事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。
2. 電磁的方法による議決権の行使は、法定の要件を満たす場合には、認められている。
3. 株主総会においては、その延期又は続行について決議をすることもできる。
4. 株主総会においては、原則として特別の利害関係を有する株主も議決権を行使できる。
5. 株主総会等の決議については、決議の内容が法令に違反することを理由として、決議が無効であることの確認を、訴えをもって請求することができる。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は除く）。

1. 取締役を選任する株主総会の決議については、定足数をすべて排除し、出席した株主の議決権の過半数をもって行うこととする旨を定款で定めることができる。
2. 取締役会設置会社を除き、取締役は原則として、株式会社の業務を執行しない。
3. 取締役に対する株主の違法行為差止請求権は、少数株主権とされている。
4. すべての株式会社の取締役会は、定款又は株主総会の決議による定めに基づく取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針として、法務省令で定める事項を決定しなければならない。
5. 会社法423条1項の取締役の会社に対する任務懈怠責任は、過失責任である。

第6問 取締役会設置会社における代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（指名委員会等設置会社及び監査等委員会設置会社は除く）。

1. 最高裁判所の判例によれば、表見代表取締役の規定は、取締役でない者に会社が代表取締役と認められる肩書を付与していた場合にも類推適用されうる。
2. 取締役会は、取締役の中から代表取締役を選定しなければならない。
3. 最高裁判所の判例によれば、代表取締役が法定の取締役会の決議を要する対外的な個々の取引行為を決議を経ないでした場合でも、その取引行為は原則として有効であるが、相手方が決議を経ないことを知り又は知り得べきときは無効になる。
4. 取締役会の決議は、定款に別段の定めがない場合、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その3分の2以上をもって行う。
5. 取締役会の招集の通知は、定款又は取締役会で定めた場合を除き、書面以外の方法によって行うこともできる。

第7問 公開会社の監査役又は会計監査人について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、その会社の子会社の取締役を兼ねることができる。
2. 監査役は、法務省令で定めるところにより、事業報告を作成しなければならない。
3. 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。
4. 取締役会設置会社の会計監査人は、計算書類等の承認をする取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
5. 取締役は、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には、株主総会の同意を得なければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社は、定時株主総会の終結後遅滞なく、会計帳簿を公告しなければならない。
2. 取締役は、定時株主総会に提出され、又は提供された事業報告の内容を当該定時株主総会に報告しなければならない。
3. 会計監査人設置会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る連結計算書類を作成することができる。
4. 株式会社は、自己株式に対し、剰余金の配当をすることはできない。
5. 社債権者集会に出席しない社債権者は、書面によって議決権を行使することができる。

第9問 会社の合併について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 吸収合併消滅株式会社は事前に吸収合併契約等に関する書面等を本店に備え置かなければならず、当該吸収合併消滅株式会社の株主のみがその閲覧請求等を行うことができる。
2. 株式会社を吸収合併存続会社とし、合名会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併は行うことができない。
3. 新設合併設立株式会社は、その成立の日の新設合併消滅会社の権利義務を承継する。
4. 吸収合併消滅会社が発行した新株予約権は、吸収合併の登記をした時に消滅する。
5. 吸収合併においては、合併対価として交付される財産の種類は金銭に限定されている。

第10問 持分会社について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の定款には、社員の氏名又は名称及び住所を記載又は記録しなければならない。
2. 業務を執行する社員を定款で定めた場合、各社員は持分会社の業務を執行する権利を有しないときであっても、その業務及び財産の状況を調査することができる。
3. 社員がその債権者を害することを知って持分会社を設立したとき、当該債権者は、当該持分会社の成立の日から2年以内に、訴えをもって当該持分会社の成立の取消しを請求することができる。
4. 持分会社は定款の変更により、持分会社の種類を変更することができる。
5. 持分会社において社員の除名の訴えを提起するには、対象社員以外のすべての社員の同意が必要である。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

取締役会設置会社は、市場取引等により当該株式会社の株式を取得することを（ ）によって定めることができる旨を定款で定めることができる。

1. 専務会の決定
2. 取締役会の決議
3. 臨時株主総会の決議
4. 経営委員会の決議
5. 特別支配株主の決定

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

() でない株式会社は、剰余金の配当を受ける権利等に関する事項について、株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定款で定めることができる。

1. 大会社
2. 取締役会設置会社
3. 取締役会規則
4. 監査等委員会設置会社
5. 公開会社

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は()があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。

1. 社内規則に違反する事項
2. 著しく不当な事項
3. 企業の社会的責任に違反する事項
4. 著しい損害が生ずるおそれ
5. 回復することができない損害が生ずるおそれ

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社における報酬委員会は、() の個人別の報酬等の内容を決定する。

1. 執行役等
2. 社外役員
3. 監査役
4. 代表取締役
5. 会計監査人

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

公開会社における設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の()を下ることができない。

1. 2分の1
2. 3分の1
3. 4分の1
4. 5分の1
5. 10分の1

以 上

【民事訴訟法】

問 1～10 [配点：各 1 点]

以下の各問いについて、内容が正しい場合には「1」を、誤っている場合には「2」を、それぞれ解答しなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。また、解答は、令和 6 年 4 月 1 日時点で施行されている条文によること。

問 1 訴状に被告の記載がなく、かつ原告がこれを補正しない場合には、裁判所は、口頭弁論を経ないで訴え却下判決をすることができる。

問 2 当事者は、事件が第 1 審に訴訟係属中であれば、被告の応訴後も、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るために移送を申し立てることができる。

問 3 被告が給付義務の存在を争っていない場合には、現在の給付の訴えの利益は認められない。

問 4 選定当事者の制度は、固有必要的共同訴訟になると考えられる場合には、利用することができない。

問 5 職権探知主義の下でも、当事者は証拠申出をする権利を有する。

問 6 刑事事件の捜査に関して作成され、公判に提出されなかった文書が、挙証者と文書の所持者との間の法律関係について作成されたものと認められる場合には、その提出を拒むことができない。

問 7 借地契約の終了に基づき建物収去土地明渡しを請求する訴訟において、被告が建物買取請求権を行使した場合、裁判所は、被告に対し、建物退去土地明渡しを命ずる判決を下すことができる。

問 8 債務の全額である 1000 万円についての不存在確認を求める訴訟において、裁判所は、当該債務の一部である 300 万円の債務が存在すると認めるときは、1000 万円のうち 300 万円を超える債務の不存在を確認するとともに、その余の請求を棄却する。

問 9 参加効力は、被参加人が補助参加人の訴訟行為を妨げたときには生じない。

問 10 上告裁判所は、当事者適格の有無を判断するにあたり、原判決において適法に確定した事実拘束される。

問 11～20 [配点：各 3 点]

問 11 訴訟上の和解に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 訴えの利益を欠く訴訟においてした訴訟上の和解は無効である。
- 2 当事者双方が裁判所に出頭して合意をする方法以外の方法によっては、訴訟上の和解は成立しない。
- 3 訴訟上の和解では、当事者は、当該訴訟の訴訟物に加えて訴訟物以外の権利又は法律関係についても和解をすることができる。
- 4 訴訟上の和解の内容となった私法上の契約が解除された場合、同一の請求の訴えを改めて提起することはできない。
- 5 訴訟上の和解が成立し、その内容が調書に記載されると、その調書の記載は確定判決と同一の効力を有するから、和解を締結する過程で意思表示の瑕疵があったとしても、当事者は、再審の事由がない限り、和解の無効や取消しを主張することはできない。

問 12 共同訴訟に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 通常共同訴訟において、共同訴訟人の 1 人につき中断事由が生じた場合、訴訟手続は他の共同訴訟人との関係でも中断する。
- 2 通常共同訴訟において、共同訴訟人の 1 人が提出した証拠は、他の共同訴訟人の援用がない限り、証拠として事実認定の資料とすることができない。
- 3 必要的共同訴訟において、相手方の主張する事実につき、共同訴訟人の 1 人のみが争い、他の共同訴訟人が争うことを明らかにしなかった場合、争うことを明らかにしなかった共同訴訟人はこの事実を自白したものとみなされる。
- 4 必要的共同訴訟では、口頭弁論期日に共同訴訟人の 1 人でも出席していれば、相手方は準備書面に記載のない事実も同期日において主張することができ、その事実を、全共同訴訟人に対して主張したことになる。
- 5 複数の株主が共同して提起した株主代表訴訟において、請求を棄却する判決に対して共同原告の一部のみのみが控訴を提起した場合、他の共同原告も控訴人の地位につく。

問 13 手続の進行に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 裁判所が、事件を書面による準備手続に付する場合には、当事者双方の同意を得なければならない。
- 2 裁判長は、適当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、証人尋問の順序を変更することができる。
- 3 裁判所は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人の尋問に代え、書面の提出をさせることができる。
- 4 弁論準備手続を経た場合の口頭弁論期日の変更は、当事者の合意があれば認められる。
- 5 裁判所は、当事者を異にする事件について口頭弁論の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならない。

問 14 反訴に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 土地の占有に基づく占有保持の訴えが係属している場合、被告は、所有権に基づく土地明渡しを求める反訴を提起することができる。
- 2 反訴は訴訟係属中の新訴の提起であり、その併合要件は同時に反訴提起の訴訟要件であるから、この要件を欠く反訴を却下したとしても違法ではない。
- 3 反訴請求が本訴請求又はこれに対する防御方法と関連しない場合には、反訴は不適法である。
- 4 控訴審において第一審で認められた防御方法に基づいて反訴を提起する場合、相手方の同意は不要である。
- 5 本訴の係属する裁判所とは別の裁判所を専属管轄とする旨の合意がある請求については、これを反訴の目的とすることはできない。

問 15 証人尋問に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 証人が証言を拒絶する場合、証人尋問を申し出た当事者は、証言拒絶に正当な理由がないことを証明しなければならない。
- 2 裁判所は、証人として呼出しを受けたにもかかわらず、正当な理由なく出頭しない者の勾引を命ずることができる。
- 3 一方当事者の訴訟代理人は、証人になることができない。
- 4 公務員を証人として、職業上の秘密について尋問する際に、当該公務員の監督官庁の承認が得られない場合であっても、裁判所が承認拒絶に相当な理由がないと認めるのであれば、当該公務員は証言を拒絶することができない。
- 5 証人は、特段の事情がない限り、尋問に対して、事前に用意したメモに基づいて陳述をすることができる。

問 16 自由心証主義に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 裁判官は、特定の事実が特定の結果発生を招来した関係について、高度の蓋然性があるとの心証を抱いたときは、因果関係を認定することができる。
- 2 一方の当事者が提出した証拠を取り調べた結果は、他方の当事者がこれを援用しなくても、他方の当事者にとって有利な事実の認定に用いることができる。
- 3 事実認定においては、証拠調べの結果よりも口頭弁論の全趣旨を優先することも許される。
- 4 裁判官は、自己の判断で経験則を取捨選択して事実認定を行うことができ、取捨選択の当・不当が上告理由となることはない。
- 5 自由心証主義は、職権探知主義による訴訟においても適用される。

問 17 訴訟の終了に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 原告が連続して 2 回、口頭弁論若しくは弁論準備手続期日に出頭せず、又は弁論若しくは弁論準備手続において申述をしないで退廷若しくは退席した場合には、訴えの取下げがあったものとみなされる。
- 2 請求の放棄は、原告が訴訟外で請求に理由のないことを認めている場合にも成立し、そのことを被告が訴訟において証明したときは、放棄調書の作成により訴訟が終了する。
- 3 請求の放棄をするには、被告が本案について口頭弁論をした後であっても、被告の同意を必要としない。
- 4 人事訴訟である離婚の訴えでは、請求の放棄および認諾をすることができない。
- 5 売買代金支払請求事件において、被告が、同時履行の抗弁を主張しつつ、原告の請求を認めた場合、同時履行の抗弁の付着した認諾が成立し、認諾調書の作成により訴訟は終了する。

問 18 判決の自己拘束力に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 判決の更正は、申立てのあった場合に限って行われ、職権では行われない。
- 2 判決が言い渡されると自己拘束力が働くので、判決の更正を行うためには、必ず口頭弁論を再開しなければならない。
- 3 判決が言い渡されると自己拘束力が働くので、判決を下した裁判所は、明らかな誤りを更正することはできるが、判決を変更することはできない。
- 4 判決の更正は、判決確定後はすることができない。
- 5 判決の更正は、決定によって行われる。

問 19 控訴の利益に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 売買代金支払請求訴訟において、相殺の予備的抗弁をいれて原告の請求を棄却する判決に対して被告が控訴を提起した場合、控訴の利益は認められる。
- 2 原告の請求を全部認容する判決に対して、原告の請求を棄却する判決を求めている被告が控訴を提起した場合、控訴の利益は認められない。
- 3 原告の訴えを却下する判決に対して、原告が控訴を提起した場合、控訴の利益は認められない。
- 4 500 万円の立退料の支払いと引換えに甲土地の明渡しを求める訴えについて、第 1 審裁判所は、原告が被告に対して 700 万円の立退料を支払うのと引換えに、被告は原告に対して甲土地を明け渡せという判決をした。この判決に対する被告の控訴には控訴の利益は認められない。
- 5 1000 万円の貸金返還請求訴訟において、被告が請求棄却判決を求めたところ、800 万円の限度で請求を認容し、その余の請求を棄却する判決がなされ、原告と被告双方とも控訴を提起した場合、原告による控訴には控訴の利益が認められるが、被告による控訴には控訴の利益は認められない。

問 20 既判力に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 債権の一部であることを明示した X の Y に対する売買代金請求の全部認容判決が確定した後、X が Y に対して残部について売買代金請求訴訟を提起することは、前訴判決の既判力に抵触しない。
- 2 X の Y に対する土地所有権に基づく移転登記手続請求の認容判決が確定した後、Y が X に対して提起した所有権確認訴訟において、Y が当該土地につき Y の所有権を主張することは、前訴判決の既判力に抵触する。
- 3 X の主債務者 Y に対する貸金返還請求の認容判決が確定した後、X が提起した保証人 Z に対する保証債務履行請求訴訟において、Z が前訴の基準時前に Y が弁済したという事実を主張することは、前訴判決の既判力に抵触しない。
- 4 X の Y に対する貸金返還請求の認容判決が確定した後、当該確定判決に対する請求異議の訴えにおいて、Y が当該消費貸借契約につき詐欺を理由として取消しを主張することは、前訴判決の既判力に抵触する。
- 5 X が通謀虚偽表示によって土地の所有権移転登記を経由した Y に対して、真正な名義回復のための移転登記手続請求訴訟を提起し、認容判決が確定した後、Z は、Y から善意で当該土地を譲り受けて移転登記を経由した。その後、X が提起した Z に対する移転登記手続請求訴訟において、Z が通謀虚偽表示における善意の第三者であることを主張することは、前訴判決の既判力に抵触しない。

以 上

【刑事訴訟法】

【問1】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア 強制処分法定主義との関係で強制捜査と任意捜査の区別が問題となるが、判例は、相手方の意思を抑圧する有形力の行使の有無をその基準としている。
- イ 令状主義とは、捜査機関が強制処分を行うにあたっては、裁判官が事前・事後に発付する令状が必要とされるところの原則をいい、憲法で規定されている。
- ウ 任意捜査は、権利・利益侵害の程度の低い捜査手法ではあるが、捜査機関の裁量に委ねられているわけではなく、法律に直接の規定が必要でないというにとどまる。
- エ 強制処分法定主義及び令状主義は、いずれも強制処分を統制するものであるが、いずれにも例外が認められている。
- オ 電気通信の傍受（ただし、通信の当事者のいずれの同意も得ないもの）は、刑事訴訟法上、強制捜査に該当する。また、写真撮影（ただし、身体の拘束を受けている被疑者に対するものを除く）は、刑事訴訟法に直接の規定はないが、判例によると、強制捜査に該当する場合がある。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. ウ オ 5. エ オ

【問2】次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして正しいものはいくつあるか。後記1から6までの中から、1つ選びなさい。

- ア 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、警察署で職務質問中に突然逃げ出した相手方の後を約130メートル追いかけ、背後からその腕に手をかけることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- イ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを回転してスイッチを切ることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- ウ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、相手方の運転車両の窓から手を差し入れ、エンジンキーを引き抜いて取り上げることは、職務質問を行うため相手方を停止させる行為として許される場合がある。
- エ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、ホテル客室（ホテル内の通路に面して外ドアがあり、これを開けると内玄関に入ることができ、そこにある内ドアを開けると客室に入ることができる構造）の無施錠の外ドアを開けて内玄関に立ち入り、内ドア越しに客室内に向かって声をかけたところ、相手方が、内ドアを開けたが、警察官の姿を見て慌ててそれを閉めたのに対して、警察官が、内ドアを押し開け、内玄関と客室の境の敷居上辺りに足を踏み入れ、内ドアが閉められるのを防止することは、職務質問に付随する行為として許される場合がある。
- オ 警察官が、相手方の承諾を得ることなく、携行中の所持品であるアタッシュケースの施錠を壊して内部を一べつすることは、職務質問に付随する行為として許される場合がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問3】次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

警察官は、「路上で人がバットで殴られている。」旨の110番通報に基づき、事件現場に急行したところ、現場到着時には既に犯人が逃走していた。そこで、傷害を負った被害者から被害状況や犯人の服装・体格等を聴取し、犯人の探索を開始した。警察官は、事件発生の約40分後に事件現場から約800メートル離れた路上において、被害者が供述した犯人の服装・体格と一致する人物甲がバットを持って歩いているのを認め、甲に「ちょっと待て。」と声を掛けて停止を求めた。すると、甲が直ちに逃走を開始したため、警察官は甲を追跡してこれに追いつき、甲を傷害罪の準現行犯人として逮捕した。甲は、逮捕翌日に、傷害罪により検察官に送致された。

【記述】

- ア 警察官は、甲を準現行犯人として逮捕するに当たり、甲に逮捕の理由を告げなければならない。
- イ 甲が警察官から「ちょっと待て。」と声を掛けられて直ちに逃走を開始したことは、「誰何されて逃走しようとするとき。」(刑事訴訟法第212条第2項第4号)に該当する。
- ウ 甲の逮捕後勾留請求前の時点で、本件が強盗目的で敢行されたと疑うに足りる相当な理由が生じた場合には、検察官は、傷害罪でなく強盗致傷罪で勾留を請求することが可能である。
- エ 甲を傷害罪で勾留した後、本件が強盗目的で敢行された疑いが生じた場合であっても、強盗目的であったことの捜査のために勾留期間を延長することは許されない。
- オ 甲を傷害罪で勾留した後、甲が「強盗目的で事件を起こした。」旨供述した場合には、傷害罪による勾留中に強盗致傷罪で逮捕しても適法である。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. ウ オ

【問4】次のアからオまでの各記述のうち、判例に照らして誤っているものはいくつあるか。後記1から6までの中から、1つ選びなさい。

- ア 処分を受ける者に対する搜索差押許可状の呈示は、処分を受ける者に受忍すべき範囲を明示しかつ捜査への防御の機会を与えるものであるから、警察官らが、被疑者が宿泊しているホテル客室に対する搜索差押許可状を執行するにあたり、搜索差押許可状の呈示に先立って警察官らがホテル客室に入室し、差押え対象物件である覚せい剤を差し押さえたのとほぼ同時に被疑者に搜索差押許可状を呈示する措置は、違法である。

- イ 搜索差押えは裁判官の事前の司法審査を経ていなければ許されないから、警察官が、被疑者に対する覚せい剤取締法違反被疑事件につき、搜索場所を被疑者方居室等、差し押さえるべき物を覚せい剤等とする搜索差押許可状に基づき、被疑者立会いの下に上記居室を搜索中、宅配便の配達員によって被疑者あてに配達され、被疑者が受領した荷物を搜索するには、新たな搜索差押許可状がなければ行うことができない。
- ウ 刑訴法 220 条 1 項 2 号にいう「逮捕の現場」の範囲については、少なくとも被逮捕者の身体又は所持品が含まれるが、この場合においては、逮捕現場付近の状況に照らし、被疑者の名誉等を害し、被疑者らの抵抗による混乱を生じ、又は現場付近の交通を妨げるおそれがあるなどの事情のため、その場で直ちに搜索、差押えを実施することが適当でないときには、速やかに被疑者を搜索、差押えの実施に適する最寄りの場所まで連行した上でこれらの処分を実施することも、同号にいう「逮捕の現場」における搜索、差押えと同視することができるので、適法である。
- エ 刑訴法 220 条 1 項 2 号にいう「逮捕する場合」とは、単なる時点よりも幅のある逮捕する際をいい、逮捕との時間的接着を必要とするが、逮捕着手時の前後関係は問わないから、麻薬取締官が麻薬の違法譲渡の被疑事実で被疑者を緊急逮捕するために被疑者の自宅に赴いたところ、被疑者が外出中であつたが、帰宅次第逮捕する態勢で被疑者宅の搜索を開始し、麻薬を押収し、搜索開始から 2 時間後に帰宅した被疑者を緊急逮捕した場合にも、麻薬の搜索差押えは適法となる。
- オ 搜索差押えは捜査官が搜索場所において被疑事実と関連性のある証拠物のみを差し押さえないければならないが、搜索差押許可状により差し押さえようとするパソコン、DVD 等の中に被疑事実に関する情報が記録されている可能性が認められる場合に、そのような情報が実際に記録されているかを搜索場所で確認していたのでは記録された情報を損壊される危険があるときは、刑訴法 111 条 1 項にいう「必要な処分」として、内容を確認することなくパソコン、DVD 等を差し押さえることが許される。
1. 0 個 2. 1 個 3. 2 個 4. 3 個 5. 4 個 6. 5 個

【問 5】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものはいくつあるか。後記 1 から 6 までの中から、1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 捜査機関が、犯罪の証拠物として被疑者の体内に存在する尿を強制的に採取するには、搜索差押令状を必要とするが、人権の侵害にわたるおそれがある点では、検証の方法としての身体検査と共通の性質を有しているので、「裁判官は、身体検査に関し、適当と認める条件を附することができる」旨の規定が前記搜索差押令状に準用される。
- イ 捜査機関は、身体を拘束されていない被疑者を採尿場所に任意に同行することが事実上不可能であると認められる場合、採尿することを許可する搜索差押令状の効力として、採尿に適する最寄りの場所まで被疑者を連行することができ、その際、必要最小限度の有形力を行使することができる。

- ウ 身体検査令状に関する「裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める条件を附することができる」旨の規定は、その規定する条件の付加が強制処分の範囲、程度を減縮させる方向に作用するので、身体検査令状以外の検証許可状にもその準用を肯定することができる。
- エ 捜査機関は、強盗殺人事件に関し、被疑者が犯人である疑いを持つ合理的理由が存在する場合、検証許可状がなくても、犯人の特定のための重要な判断に必要な証拠資料を入手する手段として、これに必要な限度において、公道上を歩いている被疑者の容貌等を撮影することができる。
- オ 捜査機関が、捜査目的で宅配業者が保管している宅配便荷物に荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、エックス線を照射して内容物の射影を観察するには、検証許可状を必要とする。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問6】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものはいくつかあるか。後記1から6までのうち、1つ選びなさい。

- ア 司法警察職員は、被疑者の供述を録取した調書を被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問うことができる。ただし、被疑者は、その調書に誤りのないことを申し立てたときは、これに署名押印しなければならない。
- イ 司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べるができる。ただし、その取調べに際しては、その者に対し、あらかじめ、自己又は自己の配偶者等が刑事訴追を受けるおそれのある供述を拒むことができる旨を告げなければならない。
- ウ 司法警察職員から出頭を求められた被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、その出頭を拒むことはできない。ただし、出頭後、何時でも退去することができる。
- エ 司法警察職員の取調べに際して任意の供述をした被疑者以外の者が、公判期日においては前にした供述と異なる供述をするおそれがあり、かつ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。
- オ 司法警察員が身体を拘束された被疑者を検察官に送致する手続をした後は、司法警察職員は、被疑者を取り調べるができない。ただし、検察官から指示を受けたときは、この限りではない。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問7】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 接見交通権は、身体拘束を受けている被疑者が弁護人と相談し、その助言を受けるなど弁護人から援助を受ける機会を確保する目的で設けられたものであり、憲法の保障に由来するものであって、弁護人の重要な固有権である。

- イ 弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕直後の初回の接見は、これを速やかに行うことが被疑者の防御の準備のために特に重要であるので、被疑者が取調べ中であっても、即座に取調べを中断して、接見させなければならない。
- ウ 身体の拘束を受けている被疑者については、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれがあることから、検察官は、第1回の公判期日まで、弁護人との接見の日時、場所及び時間を指定することができる。
- エ 検察官が庁舎内に接見設備のある部屋等が存在しないことを理由として接見の申出を拒否したにもかかわらず、弁護人がなお検察庁の庁舎内における即時の接見を求め、即時に接見する必要性が認められる場合には、検察官は、いわゆる秘密交通権が十分に保障されないような態様の短時間の面会接見であってもよいかどうかという点につき、弁護人の意向を確かめ、弁護人がそのような面会接見であっても差し支えないとの意向を示したときは、面会接見ができるように特別の配慮をすべき義務がある。
- オ 弁護人は、接見交通権を有しているので、被疑者と立会人なくして接見することができるが、物の授受については、意思や情報の伝達とは関係ないので、被疑者と物の授受をすることはできない。

1. ア ウ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. エ オ

【問8】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものはいくつあるか。後記1から6までのうち、1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 起訴状には、裁判官に事件につき予断を生じさせるおそれのある書類その他の物を添付することが禁止されているので、検察官が勾留されている被疑者について公訴を提起する際に、起訴状の提出と同時に、被告人の逮捕状や勾留状をその裁判所の裁判官に差し出すことも許されない。
- イ 詐欺罪の公訴事実中に被告人の詐欺の前科を記載することは原則として刑事訴訟法第256条第6項に違反して許されないが、被告人が同前科による刑の執行猶予中である場合には、その前科を公訴事実中に記載しなければならない。
- ウ 恐喝の手段として被害者に郵送された脅迫文書の趣旨が、その内容を相当詳細に摘示しなければ判明し難いような場合には、公訴事実脅迫文書の全文とほとんど同様の記載をしたとしても、刑事訴訟法第256条第6項に違反しない。
- エ 公訴事実中に裁判官に予断を生じさせるおそれのある事項を記載したときは、これによって既に生じた違法性は、その性質上もはや治癒することができないから、裁判所は、判決で公訴を棄却しなければならない。
- オ 即決裁判手続においては、例外的に刑事訴訟法第256条第6項の適用はない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 9】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 共謀共同正犯において、「共謀」は、罪となるべき事実にはかならないから、訴因においてその存在を明示することを要し、かつ、これを認定するためには厳格な証明によらなければならない。
- イ 殺人罪の共同正犯において、実行行為者が誰であるかは、罪となるべき事実の特定に不可欠とはいえないものの、一般的に、被告人の防御にとって重要な事項であるから、検察官は、訴因に実行行為者を明示しなければならない。
- ウ 検察官が、共謀共同正犯の存在に言及することなく、被告人が 1 人で自家用自動車を窃取したという窃盗の訴因で公訴を提起した場合に、裁判所が、証拠上、他に実行行為を行っていない共謀共同正犯者が存在するとの心証を得たときは、被告人 1 人の行為により犯罪構成要件の全てが満たされたと認めるときであっても、検察官に対し、訴因の変更を積極的に促し、又はこれを命じなければならない。
- エ 被告人及び A を共同正犯とする殺人被告事件において、実行行為者が誰であるかが争点となり、審理を尽くしても実行行為者を特定するに至らなかった場合には、裁判所は、実行行為者につき、「被告人又は A あるいはその両名」と認定し、その旨を罪となるべき事実として判示することが、許されるときがある。
- オ 被告人が共謀共同正犯として起訴された事件において、検察官が主張せず、被告人側も防御活動を行っていない日時における謀議について、裁判所が、争点としてこれを顕在化させる措置を採ることなく、その日時における謀議への被告人の関与を認定したとしても、取り調べた証拠から認定したものである限り、被告人に不意打ちを与え、その防御権を不当に侵害するものとして違法となることはない。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. エ オ

【問 10】次の【事例】における被害者 V の証人尋問に関して述べた後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。また、対象となる書面又は物については、あらかじめ相手方に閲覧する機会を与えたものとする。

【事例】

甲は、V の顔面を鉄パイプで殴打して傷害を負わせたという傷害の事実で公訴を提起された。甲は、公判において公訴事実を否認し、検察官の請求により、V の証人尋問が実施された。

【記述】

- ア 検察官は、V の供述を明確にするため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、実況見分調書に添付された現場見取図を利用して尋問することができる。

- イ 検察官や弁護人は、証拠調べを終わったものでない書面又は物については、これをVに示して尋問することができない。
- ウ 検察官は、現場に遺留された鉄パイプにつき、犯行に使用された鉄パイプとの同一性をVに尋問する場合に必要なときは、裁判長の許可を受けずにこれを示すことができる。
- エ 検察官が、捜査段階で撮影されたVによる被害再現写真をVに示すことについては、弁護人が異議がないと述べた場合に限り許される。
- オ 検察官は、Vの記憶が明らかでない被害状況についてその記憶を喚起するため必要があるときは、裁判長の許可を受けて、Vが被害状況について記載していたメモを示して尋問することができる。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ ウ 4. イ エ 5. エ オ

【問 11】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 有罪認定に必要とされる立証の程度としての「合理的な疑いを差し挟む余地がない」とは、反対事実が存在する疑いを全く残さない場合をいうものではなく、抽象的な可能性としては反対事実が存在するとの疑いを入れる余地があっても、健全な社会常識に照らして、その疑いに合理性がないと一般的に判断される場合には有罪認定を可能とする趣旨である。
- イ 裁判官が、証人の証言の信用性を判断する際には、その証言内容のみによって判断しなければならず、その証人の公判廷での表情や態度を考慮してはならない。
- ウ 裁判所は、被告人の精神状態につき、精神医学者の意見が鑑定等として証拠になっている場合には、その意見のとおり認定しなければならない。
- エ 裁判所が有罪認定を行うに当たっては、直接証拠によって事実を認定すべき場合と、情況証拠によって事実を認定すべき場合とで、求められる証明の程度に異なることはない。
- オ 略式手続においては、犯罪の証明の程度は、証拠の優越で足りる。

1. ア イ 2. ア エ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. エ オ

【問 12】 次のアからオまでの各記述のうち、正しいものはいくつあるか。後記1から6までの中から、1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 違法に収集された証拠物の証拠能力が否定されるか否かは、専ら憲法の解釈に委ねられており、憲法第31条の適正手続の保障自体の要請として、証拠物の収集手続に重大な違法があり、これを使用して被告人を処罰することによって手続全体が適正を欠くものとなる場合に限って、その証拠能力が否定される。

- イ 被告人を逮捕する際に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていないという違法がある場合、警察官が逮捕手続の違法を糊塗するため、逮捕時に逮捕状を呈示した旨の虚偽を逮捕状に記入した上、同旨の内容虚偽の捜査報告書を作成し、さらに、公判廷において、同旨の内容虚偽の証言をしたという事情が存するとしても、これらは逮捕後に生じたものであるから、その逮捕当日に任意に採取された尿の鑑定書の証拠能力を判断するに当たり、これを考慮することはできない。
- ウ 証拠物の収集手続にその証拠能力を否定すべき重大な違法があるか否かを判断するに当たり、手続違反がなされた際の状況や適法になし得た行為からの逸脱の程度を考慮することはできるが、警察官の、令状主義に関する諸規定を潜脱しようとの意図の有無を考慮することはできない。
- エ 違法な捜査手続の結果収集された証拠物が犯罪の立証上重要なものであればあるほど、その証拠能力を否定することは、事案の真相の究明との抵触が大きくなるため、逮捕手続に重大な違法が認められる場合であっても、その逮捕中に被告人が任意に提出した尿から覚せい剤成分が検出された旨の鑑定書は、同人の覚せい剤使用の罪に係る公判において、証拠能力が否定されることはない。
- オ ある証拠物が収集された直接の手続のみに着目すれば違法が認められない場合でも、それに先行する捜査手続（先行手続）に重大な違法があつて、当該証拠物がその先行手続と密接な関連を有するときは、その証拠能力が否定されることがある。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 13】 次のⅠ、Ⅱの【見解】は、犯行を否認する甲を有罪とするに当たり、甲と共に犯行を行った旨自白する乙の供述につき、補強証拠を必要とするか否かに関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものはいくつあるか。後記1から6までの中から、1つ選びなさい。

【見解】

- Ⅰ. 甲を有罪とするには、乙の供述につき補強証拠を必要とする。
- Ⅱ. 甲を有罪とするには、乙の供述につき補強証拠を必要としない。

【記述】

- ア 刑事訴訟法第319条第2項の規定は、自由心証主義の例外であるから限定的に解すべきであると考え、Ⅱの見解に結び付きやすい。
- イ Ⅰの見解に対しては、他に補強証拠がない限り、否認した甲は有罪、自白した乙は無罪になるという非常識な結論が生じるとの批判がある。
- ウ 自白の証明力の過大評価を防止するという刑事訴訟法第319条第2項の規定の趣旨からすれば、本人の自白と共犯者の自白を区別する理由がないと考え、Ⅱの見解に結び付きやすい。
- エ 共犯者である乙の自白は、甲の公判において反対尋問による吟味を経るため、証明力が高いと考え、Ⅱの見解に結び付きやすい。

オ I の見解のうち、補強証拠を必要とする範囲を法益侵害があった事実とそれが何人かの犯罪行為によるものであることで足りるとする立場に対しては、共犯者の自白には、引込みや責任転嫁の危険があるが、それらの危険を防止することはできないとの批判がある。

1. 0 個 2. 1 個 3. 2 個 4. 3 個 5. 4 個 6. 5 個

【問 14】 次の【事例】中の実況見分調書につき、その証拠調べ請求に関して述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

司法警察員 K は、現住建造物に対する放火事件の捜査として、焼損した建造物につき、その所有者 V を立会人とする見分を行い、実況見分調書を作成した（実況見分調書には、V の署名・押印のいずれもない）。V が実況見分の際に建造物の特定の箇所を指し示しながら、K に対し「ここに A が火を付けるのを見た。」旨説明したので、K は、その箇所を写真撮影した後、同写真を実況見分調書に添付するとともに、V の前記説明内容を実況見分調書に記載した。その後、A が同事件の犯人として起訴された。検察官は、当該被告事件の公判前整理手続において、「建造物の焼損状況」を立証趣旨として実況見分調書の証拠調べを請求した。弁護人は、「A は犯人ではなく、本件火災は V による失火が原因である。」旨主張した上、実況見分調書について不同意の意見を述べた。

【記述】

- ア 弁護人は、裁判長から、不同意意見の理由として実況見分調書が真正に作成されたものであることを争う趣旨であるかについて釈明を求められた場合には、釈明する義務を負う。
- イ 実況見分調書につき、関連性があるとして証拠能力が認められるためには、A が犯人であることを疎明する必要がある。
- ウ K が火災原因の調査、判定に関して学識経験を有しない場合には、実況見分調書が真正に作成されたものであるとは認められない。
- エ 実況見分調書の証拠能力が認められるためには、K 及び V 両名に対する証人尋問が必要である。
- オ 裁判所は、実況見分調書が真正に作成されたものであることが認められても、実況見分調書における V の前記説明内容が記載された部分を、A が犯人であることを証明する証拠として用いることはできない。

1. ア ウ 2. ア オ 3. イ ウ 4. イ エ 5. ウ エ 6. エ オ

【問 15】刑事手続における諸概念の意義や沿革に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 6 までのうちどれか。1 つ選びなさい。

- ア 日本国憲法が被疑者・被告人の権利を保障する諸規定を置いたのを受けて、刑事訴訟法第 1 条は、同法の目的として、「適正手続の保障」と「人権の尊重」を掲げる一方、「事案の真相の解明」については明文に掲げなかった。
- イ 刑事訴訟法が「起訴状一本主義」を採用したことにより、公判における事実審理を裁判所が主導して行う「職権主義」は實際上困難となり、当事者による証拠調べ請求や交互尋問など、「当事者主義」による訴訟追行が原則として行われることとなった。
- ウ 刑事訴訟法は、裁判所が審判を行うことのできる対象について、検察官が「訴因」として明示する犯罪事実限定されることはなく、当該犯罪事実と「公訴事実の同一性」の関係が認められる事実に至るまで及ぶことにより、審判対象設定における「当事者主義」を採用した。
- エ 犯罪事実については、その存在が証明されたとの心証を裁判所が抱いたものでない限り無罪が言い渡されるという意味で、検察官が「挙証責任」を負うとされるが、これは、刑事訴訟法が「当事者主義」による訴訟追行を原則としたことによるものであり、「職権主義」の下では、検察官が犯罪事実について「挙証責任」を負うことはない。
- オ 確定した判決の言渡しを受けた者にとって不利益となる再審を認めることは、「二重の危険の禁止」に反する疑いがあるため、刑事訴訟法は、確定した有罪判決の言渡しを受けた者にとって利益な方向での再審のみを認めた。

1. ア イ 2. ア ウ 3. イ エ 4. イ オ 5. ウ エ 6. エ オ

以 上